建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和４年１２月２８日

大　　　阪　　　府

**府発注工事における電子マニフェスト使用の義務化について**

　国は、第四次循環型社会形成推進基本計画において、令和４年度までに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を電子化した「電子マニフェスト」※１の普及率を７０パーセントに拡大する目標を掲げており、平成３０年１０月に環境省から示された電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップにおいても、公共工事での電子マニフェストの利用を促進していくこととされています。

本府においても、より一層の電子マニフェストの利用促進に向けた取組みとして、令和５年４月１日以降、府が排出する産業廃棄物処理委託において、電子マニフェストの使用を義務化するにあたり、大阪府グリーン調達方針※２の改定が行われます。

これにあわせて、令和５年４月１日以降に契約を行う全ての工事において、電子マニフェストの使用を義務化することとしましたので、お知らせします。

なお、産業廃棄物の処理にあたっては、「産業廃棄物の処理に関する特記仕様書」（別紙）を設計図書等に添付し、電子マニフェストの使用を行うこととし、電子マニフェストの使用が確認できなかった場合、受注者に対し、以下のとおり入札参加停止措置及び工事成績評定の減点を実施します。

◇電子マニフェストの使用が確認できなかった場合

　(1) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置

　　「契約不履行等」として、１月の入札参加停止措置とする

　(2) 工事成績評定の減点

　　工事成績評定で４点減点とする

※１　電子マニフェスト制度・操作方法

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/osaka_denmani/index.html>

※２　大阪府グリーン調達方針のページ（役務編参照）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>

**【電子マニフェストのメリット】**

・事務処理の効率化、法令遵守、データの透明性

・PCやタブレット等での操作が簡単で手間がかからない

・マニフェストの保存が不要（保管スペースも不要）

・産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要

・マニフェストの紛失の心配がない

・マニフェスト情報は情報処理センター（国が指定する法人）が管理・保存

【問い合わせ先】

（入札契約手続きに関すること）

総務部 契約局 総務委託物品課

企画・システムグループ

電話　０６－６９４４－９９０５

（電子マニフェスト制度に関すること）

　環境農林水産部 循環型社会推進室

産業廃棄物指導課 排出者指導グループ

　電話　０６－６２１０－９５７０